

つくば市入札参加指名停止等措置要綱の規定に基づき、下記業者に対し指名停止を行います。

指名停止措置の概要

指名停止措置業者名及び住所	指名停止の期間	つくば市入札参加指名停止措置要綱該当条項等	事実概要
水道機工株式会社 代表取締役 古川 徹 東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号	令和5年(2023年)3月8日から 令和5年(2023年)6月7日まで (3か月間)	「つくば市入札参加指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第2第5項「建設業法違反行為」第1号ア及びイ	水道機工(株)は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行った。これらのことにより、同社は、国土交通省関東地方整備局から令和5年(2023年)2月10日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。
株式会社水機テクノス 代表取締役 原 毅 東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号	令和5年(2023年)3月8日から 令和5年(2023年)6月7日まで (3か月間)	「つくば市入札参加指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第2第5項「建設業法違反行為」第1号ア及びイ	(株)水機テクノスは、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行った。これらのことにより、同社は、国土交通省関東地方整備局から令和5年(2023年)2月10日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。